

みどりのまちなみ助成 (屋上緑化助成)

2021年度改定版



屋上緑化の例

助成手続きの流れ

みどり土木政策課みどりの係の窓口や電話でご相談をお受けします。
必ず、工事をはじめる前に相談してください。
事前調査・現場説明も行います。

相談受付

代理人が申請する場合は、原則として、施主様にお会いし、申請内容等の確認を行います。

緑化計画書や樹木等の保全の協議が必要な場合は、先または同時に認定・協議の手続きが必要です。

対象確認申請

みどりのまちなみ助成対象確認申請書はホームページからダウンロードできます。

みどりのまちなみ助成対象確認申請書
計画図
(案内図・平面図・求積図・立面図・断面図)
内訳のある**工事見積書**の写し等
工事着手前の写真〔建築物全景・屋上部分〕
管理組合等の同意書など(共同住宅等)
耐荷重証明書など

(現地調査) 既存樹木移植の助成を受ける場合は、工事着手前に現地調査が必要です。

書類審査

区から、助成対象の基準に適合しているとの連絡・通知があつてから緑化工事を行ってください。
書類審査には7~10日ほどかかります。

緑化工事開始...完了

緑化工事が完了しましたら区に連絡をください。

交付申請

みどりのまちなみ助成交付申請書はみどりの係の窓口でお渡ししています。

みどりのまちなみ助成交付申請書
竣工図〔平面図・求積図・断面図〕
内訳のある**工事請求書**の写し等

完成後の現地検査・確認

原則として、緑化内容等の確認を行うため、施主様のお立会いをお願いします。

助成金の請求

区長あての助成金請求書

助成金の交付(入金)

助成金は申請者様の金融機関の口座へ振り込まれます。
(1~2ヶ月ほどお時間をいただいております。)

緑化計画書があるものは完了の手続きが必要です。

助成条件 (詳しくはお尋ねください)

- 建築物が建築基準法等の関係法令を厳守していること
- 完成後(10年以上)の維持管理者が確定していること
- 申請者と建築物の所有者が異なる場合は、その所有者の同意を得ること
- 共同住宅で緑化する場合は、管理組合等の同意を得ていること
- 壁面緑化助成も同一年度に受ける場合は、壁面緑化助成の助成金額と合わせて上限70万円まで
- 緑化計画該当物件については、緑化計画の認定を受けていること
- 完成後10年間、毎年区の現地検査(現況写真の提出等)に対応できること

目黒区が求める屋上の緑化イメージ

緑量豊かで中高木を主体としたみどり
ヒートアイランド現象の緩和に貢献するみどり
野鳥がすめるまちにする花や実のなるみどり
○触れられるみどり

耐荷重証明書

- 屋上緑化をする建築物が緑化の荷重に耐えられるかどうか建築物を設計した建築士、建築施工業者、屋上緑化を施工する業者等の専門家が証明できる場合に助成します。
証明に要する経費は助成対象にはなりません。

耐荷重証明書の例

年	月	日
目黒区 耐荷重証明書		
目黒区	(住居表示)	(施主名)
の屋上緑化の工事において、建築物の屋上耐荷重が (構造計算の地震平均荷重) KN/m ² まで、今回の屋上緑化の荷重は (屋上緑化の平均荷重) KN/m ² である。よって、屋上の緑化工事を行うことができることを証明する。		
(建築士の法人名)		
(建築士の大臣登録番号) (建築士の知事登録番号)		
(建築士で証明する者の氏名)		

構造計算の地震平均荷重と屋上緑化の平均荷重の単位は、必ず同じものを使用してください。
証明できる建築設計事務所や建築施工業者がなくなっているなど特別な事情がある場合はお問い合わせください。

【屋上緑化の見本庭園】

屋上緑化を実施する際のご参考にぜひご来園ください。
・目黒十五庭 目黒区上目黒 2-19-15 目黒区総合庁舎
・目黒天空庭園 目黒区大橋 1-9-2

地球のいのち、つないでいこう

ささえあう生命の輪 目黒区生物多様性

【お問い合わせ】

目黒区都市整備部 みどり土木政策課 みどりの係
住所 〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15
電話 03-5722-9355

区が、特定の業者に営業活動を支援したりすることは一切ありません。
植栽を業者等に依頼する際には、施主様が維持管理をすることを考慮していただき、必ず、施主様がどのような植栽をしたいかを業者等と打合せください。
他の助成や融資を受けている場合は、当助成を受けられないことがあります。
本制度は、年度内1回だけ助成を受けられます。

助成対象

次の基準を満たしている必要があります。

(1) 屋上緑化をすることができる建築物

- 建築物の屋上に緑化をすることができる耐荷重証明書等があるものを対象にします（既存建築物含む）。

(2) 最低の施工面積

- 屋上に 1.0 m²以上を新たに緑化したものを対象にします。
- 上空から見える部分（実投影面積）を対象にします。上空から見た場合に軒・庇等の遮蔽物で隠れさせている部分は、対象になりません。

飛び石、デッキ等緑化と関係ないものは面積から除外します。

屋上の補修や防水・防根工事は対象になりません。



< 基盤同土を固定した事例 >

(3) 緑化の方法

- 建築物が緑化基盤同土を固定したものを対象にします。
- 緑化基盤は容易に移動できないものを対象にします。
- プランターを用いる場合は、容量が 100（0.1 m³）以上を対象にします。
- 工法については、特に指定はありません。ユニット、コンテナ、ブロック、パネル、マット等も対象にします。

(4) 最低限の保全期間

- 完成後 10年以上保全し、枯れてしまった場合は施主様が自費で良好な状態に直してください。**（保全できなかった場合は、助成金の返還を求める場合があります。）**
- 完成後 10年間は区の現地検査にご協力ください。

(5) 緑化工事を行う前の申請

- 緑化工事を行う前に必要書類を提出して助成対象確認を受けてください。

助成基準

助成の区分によって、次の基準を満たしている必要があります。縁石設置や自動灌水装置の助成では、それぞれの植栽工事がなされた場所の延長・面積が対象になります。

(1) 新植栽

助成の区分	想定される植栽
土厚 30 cm以上	高木・中木
土厚 15 cm以上 30 cm未満	低木・草花・菜園・花壇
土厚 15 cm未満	芝生・地被類
ピオトープ池・観賞池等	水辺の植物

- 植栽基盤の土の厚さにより助成単価が確定されます。
- 想定される植栽については、参考であり植栽内容の基準ではありません。
- 植栽密度をご相談ください。
- 菜園・花壇についても対象となります。その場合は年間植栽計画をご提出ください。
- 植栽地を植物で覆ってください。（種まきや球根の植付け等をした場合を除き、植栽していない裸地部分は対象になりません。）
- ピオトープ池・観賞池等は、必ず植栽と一体にしてください。

(2) 既存樹木の移植

- 移植は、建築物がある敷地内の地上から屋上へ移植する場合に対象になります。（接道部から屋上へ移植する場合は対象外）
- 移植は、地面に植わっている樹木（樹高 0.3m以上）が対象になります。（必ず工事前に現地調査を受けてください。）

(3) 縁石設置

- 縁石は、石材・コンクリート・木材・金属・樹脂・陶器・レンガ・タイル等を使い新たに設置するものを対象にします。
- 縁石は、土壌の流出を防ぐ効果があり、植栽基盤面からおおよそ 2 cm以上の高さがあるものを対象にします。
- 縁石は、建築物が縁石同土をボルト、釘、金具、接着剤、コンクリート等で固定されたものを対象にします。

建築物の一部（壁・パラペット等）を縁石として利用した場合は対象になりません。

デザインとして植栽帯を区分するための縁石は対象になりません。（土厚の区分が変わる場合は除きます。）

(4) 自動灌水装置設置

- 自動灌水装置は、タイマー・スイッチ・ボールタップ・バルブ等により自動的に灌水する装置が対象になります。手動による灌水の道具（散水栓・ホース・散水ノズル等）は、助成の対象になりません。水道工事（屋上まで）またはそれに付帯する工事（水栓設置等）は助成の対象になりません。

助成額

助成の区分に応じて、次の助成単価を適用します。

助成の区分	助成単価	
新植栽	土厚 30 cm以上	30,000 円 / m ²
	土厚 15 cm以上 30 cm未満	25,000 円 / m ²
	土厚 15 cm未満	20,000 円 / m ²
	ピオトープ池・観賞池等	30,000 円 / m ²
既存樹木の移植	樹高 1.5m以上 幹周り 0.15m以上	10,000 円 / 本
	樹高 1.5m以上 幹周り 0.15m未満	5,000 円 / 本
	樹高 0.3m以上	1,000 円 / 本
縁石設置	1,000 円 / m	
自動灌水装置設置	2,000 円 / m ²	

- 1件の限度額は70万円までとします。（壁面緑化助成も申請する場合は合計で70万円までになります。）
- 実際の工事費単価が各区分の助成単価未満の場合は、実際にかかった工事費を助成します。
- 助成金額の総額に千円未満の端数がある場合には、切り捨てます
- 助成区分にある新植栽の助成額には、植物材料、植栽費、控木、植栽基盤となる土壌等の材料費、設置費を含みます。
- 起伏がある場合は、土厚ごとの面積を案分して助成金額を算出します。
- 緑化手法を複合して使用する場合は相談してください。